

審査結果帳票の見方

別表2

審査結果(エラー内容)	返戻になるケース	保留になるケース	査定になるケース
審査チェック	一次・資格チェック	上限チェック(給付管理票と請求明細書の突合)	
お知らせする帳票名	請求明細書・給付管理票 返戻(保留)一覧表		介護保険審査 増減単位数通知書
対象となる事業者	居宅介護支援事業者 居宅サービス事業者 施設サービス事業者	居宅サービス事業者	居宅サービス事業者
請求明細書・給付管理票の種別	請求明細書(サービス計画費を除く) サービス計画費(ケアプラン料) 給付管理票	請求明細書(サービス計画費を除く)	請求明細書(サービス計画費を除く)
原因	「内容」欄を参照ください		
	介護給付費明細書又は給付管理票の記載内容に次のような不備がある場合。 1. 記載誤り若しくは記載もれ 2. 計算誤り 3. 該当被保険者の資格、該当事業所の届出情報と突合して一致しないもの 4. 重複して請求したもの、また、登録していない給付管理票に対して「修正」の給付管理票が出されたもの。	給付管理票が居宅介護支援事業者から提出されていない又は提出されていたが、返戻になっている場合。 2ヶ月間請求を保留し、3ヶ月目に返戻となります。 保留されている期間中に、該当の給付管理票が提出されれば、提出された審査年月で保留となっていた請求明細書の支払が行われます。	給付管理票は居宅介護支援事業者から提出されているが、その中に該当のサービス事業者の実績(計画単位数)が記載されていない場合。
対応	1と2は一覧表の内容欄を参考に誤りを修正し、3は資格や体制届を確認した上で必要であれば修正し、再提出(請求)してください。(原因4は下枠参照)※実績を取り下げの必要はありません。 ※1～3により、居宅介護支援事業者が給付管理票を再提出する場合、給付管理票の作成区分は「新規」です。	サービス事業者は請求内容に誤りがなければ、居宅介護支援事業者へ連絡をして、給付管理票(新規)を連合会へ提出するように依頼します。	サービス事業者は請求内容に誤りがなければ、居宅介護支援事業者へ連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要があります。(給付管理票の修正依頼)※修正を依頼された居宅介護支援事業者が提出する場合、給付管理票の作成区分は「修正」です。
対象となる事業者の再度提出(請求)の必要性	基本的には、再請求が必要です。 ただし、備考欄のエラーコード頭文字AN(ANN0、ANN2、ANN4等)については重複請求に対する返戻のため、支払い状況を確認してください。再提出(請求)の必要がない場合があります。	サービス事業者は、請求内容が正しければ、再請求する必要はありません。 もし、再請求が必要な場合は、返戻になったのを確認してから再請求してください。保留期間中に再請求してもエラーになります。	サービス事業者は、請求内容が正しければ、再請求する必要はありません。 もし、再請求が必要な場合は、過誤により実績を取り下げた後から再請求してください。取り下げをせずに再請求してもエラーになります。